



まちづくり物語

令和6年度の工事施工状況について

幸手駅西口土地区画整理事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和6年度の工事においては、都市計画道路西口停車場線と区画道路の道路築造工事を行いました。

①（都）西口停車場線



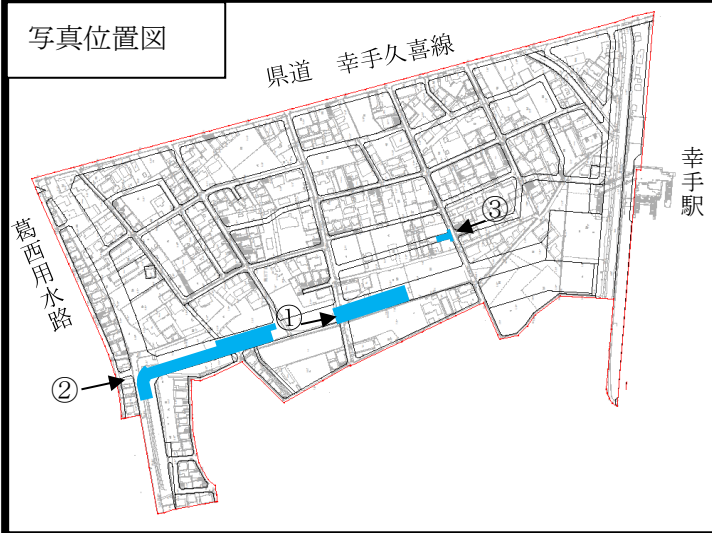
②（都）西口停車場線



③ 区画道路6-6号線



写真位置図



◆所有権移転等の申告についてのお願い◆

所有権移転、住所・氏名の変更、相続、借地権の取得をされた方は、各種申請・申告の更新手続きが必要となります。

また、売買や相続等に向けて仮換地状況をご確認したい場合には、お気軽にご相談ください。

なお、土地所有者以外の方（購入希望者・相続人等）が仮換地状況を確認する場合、土地所有者の委任状や相続人と確認できる書類が必要になります。

◆土地区画整理法第76条に基づく許可申請についてのお願い◆

施行地区内において、建物の増築・改築や工作物（ブロック塀、カーポート、浄化槽、コンクリート舗装など）の設置・移設を行う場合は建築行為等の許可申請（土地区画整理法第76条第1項）の手続きが必要になります。

住宅等の増築、改築、新築を予定している方、ブロック塀設置等の外構工事を予定している方は必ず事前にまちづくり事業課にご相談いただき、必要書類を作成後、同事務所まで申請してください。

審査に2週間程かかりますので、工事着手日の2週間以上前に申請してください。

なお、建築行為等を行い新築した工作物等が隣接地に越境していた場合、建物・工作物の移転や現地復旧等を行っていただくことになりますので、施工の際にはご注意ください。

◆引渡しを行った仮換地の管理について(お願い)◆

幸手市では、仮換地の指定や物件移転によりご協力いただいた土地について、現在、施行者管理地として管理を行っている土地があり、毎年定期的に除草等を実施しております。

仮換地の指定を受けた権利者の方については、土地に面する道路の整備や宅地の造成が完了し、土地の利用が可能になった段階で、仮換地の引渡し（使用収益開始）が行われ、その日より土地の管理をしていただくことになります。

土地の未利用（空き地）により雑草を繁茂させたままにしておくと、衛生上の問題や交通事故、火災の原因にも繋がりますので、定期的に除草をするなど管理をしていただくようお願いいたします。

◆連絡先◆

このニュースについてのご意見、
お問い合わせなどお気軽にお寄せ
下さい。



幸手市 建設経済部 まちづくり事業課

幸手市南2丁目7番3号 幸手駅西口土地区画整理事務所

電話 0480-44-3366 FAX 0480-43-5565

E-mail machizukuri@city.satte.lg.jp

令和7年度 工事予定箇所図

縮尺 1 / 2 , 0 0 0



凡	例
	道路整備済箇所
	令和 7 年度整備箇所